

国分寺市教育委員会議事録・第7号

会議の種類 第6回国分寺市教育委員会定例会
会議の日時 令和6年6月27日(木) 午前9時30分
会議の場所 国分寺市立教育センター 2階 203・204号室

会議の出席者

(教育委員会)

教育長	古 屋 真 宏
教育長職務代理者	大 木 桃 代
委 員	辻 亜希子
委 員	藤 井 健 志
委 員	武 内 彰

(説明員)

教育部長	日 高 久 善
教育総務課長	廣 瀬 喜 朗
学務課長	村 上 航
学校指導課長	高 橋 美 香
学校教育担当課長	關 友 矩
指導主事	渡 辺 大 輔
指導主事	稲 村 望
指導主事	柴 田 慈
社会教育課長	諸 橋 広 光
ふるさと文化財課長	新 出 尚 三
市史編さん室長	依 田 亮 一
公民館課長兼本多公民館長	本 多 美 子
図書館課長兼本多図書館長	有 賀 真由美

(事務局)

書 記	保 谷 裕 子
書 記	人 見 杏 平
書 記	山 口 徹

傍聴人 1人

〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として1番辻委員、4番大木教育長職務代理者を指名した。

〔前会議事録の承認〕

・令和6年5月2日開催の令和6年第4回国分寺市教育委員会定例会議事録第5号

〔教育長等の報告〕

教育長 おはようございます。本日もお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

さて、6月3日に開会した第2回国分寺市議会定例会も24日に無事閉会となりました。最終日には、前回検討いただいた給食費の無償化に向けた予算についても補正予算として決定しました。2学期から無償化が決定したことを改めて報告します。

また、ほかの詳細については次回以降の教育委員会で報告しますので、よろしくお願いします。

それでは、ただいまより令和6年第6回国分寺市教育委員会定例会を開催します。

〔議事〕

1 議案第35号 国分寺市教育委員会会計年度任用職員の採用、勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

会計年度任用職員の職名に係る規定を整備するため、必要がある。

教育総務課長 新旧対照表を御覧ください。別表第1の改正になります。6月24日の第2回国分寺市議会定例会の本会議における一般会計補正予算案の可決・成立を受け、学校指導課にて今後新たに任用する各会計年度任用職員のうち、特別支援教育支援員及びトライルーム準指導員を第4区分の「技術、経験及び一定の事務処理能力又は技能を必要とする職」の区分に、担任補佐を第5区分の「一定の事務処理能力又は技能を必要とする職」の区分にそれぞれ加えたいというものです。

施行期日は令和6年7月1日です。

(意見・質疑の要旨)

藤井委員 今回の改正に出てきた特別支援教育支援員、トライルーム準指導員、担任補佐とは、今回の措置で新たに設定された役職ということでよろしいでしょうか。

学校指導課長 そのとおりです。

教育長 簡単に職務内容を説明していただけますか。

学校指導課長 それぞれの職について説明いたします。

特別支援教育支援員ですが、東京都の事業では、インクルーシブ教育支援員という名称でした。特別支援学校への就学が適当と判定されたものの、総合的な判断により小・中学校へ就学した児童・生徒の日常生活上の介助又は学習上の援助を行う支援員です。

続いて、トライルーム準指導員は、トライルーム、適応指導教室という名称でしたが、不登校等の課題のある児童・生徒の対応をしていくものです。指導員には教員免許状を必須条件としていましたが、今回準指導員という名称により、近隣の大学院、例えば心理職

の大学院生等をこの準指導員として迎え、専門性を生かしながら児童・生徒のサポートに入っていただくことを考えています。

続いて、担任補佐は、東京都の事業名では、エデュケーション・アシスタントという名称でした。授業の質の向上、また、教員の負担軽減を図るために、小学校の第1学年から第3学年までのいずれかの1つの学年に配置していくものです。

藤井委員 では、いずれも常勤というよりは週の何日か学校にいるような勤務形態になるのですか。

学校指導課長 勤務形態ですが、職によってそれぞれです。例えばトライルーム準指導員は、最終的には週4日程度の勤務を9月から予定しています。特別支援教育支援員、担任補佐は、週5日の勤務を考えています。

藤井委員 たしか5月前半の定例会で、インクルーシブ特別支援員とエデュケーション・アシスタントについて、補正予算の議論をしたときに同じ発言をしたと思いますが、予算は人件費だけで、恐らく新しく来た先生方の学校内での居場所や、必要な備品を購入するものではないと思いますが、各学校で工夫して、先生方が勤務するときに学校の中に自分の居場所をちゃんとつくることできるように工夫していただきたいという、私からの希望をお伝えしておきたいと思います。

教育長 御要望ありがとうございます。

学校指導課長 御要望として承りたいと思います。

教育長 よろしく願いいたします。

大木教育長職務代理者 今のお話を伺って、子どもたちがそれぞれの学校で、より適切な教育を受けられるように、また、学校やトライルームなど居場所としての環境を整えていると思いました。

トライルーム準指導員と担任補佐に関しては、特別な資格などは必要としていないと考えてよろしいですか。

学校指導課長 そのとおりです。また、特別支援教育支援員も、特別な免許等は資格要件としてありません。

大木教育長職務代理者 そうしますと、これらの職に関しては、どのように募集をして、どういう方に就いていただこうとお考えですか。

学校指導課長 まず、担任補佐は月額会計年度任用職員を考えています。市の職員ということになりますので、7月上旬に募集要項を公開して、7月下旬に市の職員採用試験を受けていただき、9月1日付で正式に任用する予定です。

トライルーム準指導員は、例年、不登校等のトライルームを活用する児童・生徒が年度の後半に向かって増えていくため、9月からの任用を行います。時間額会計年度任用職員として、募集をかけたいと考えています。

特別支援教育支援員は、今回、本市でも条件に合ったということで、特別支援学校への就学が適当と判定されたものの、本市の学校に通う対象者がいましたので、導入することになりました。来年はどうなるか分からないということもあり、今回は月額会計年度任用職員として、募集をかけていきたいと考えています。

大木教育長職務代理者 今、お伺いした趣旨としては、学校やトライルームに入ることなので、誰でもいいわけではありません。人選に関しては、非常に慎重にしていきたいと思う必要があったと思います。どのような形で、どういう方にお越しいただきたいという考えなのかを伺った次第です。

学校指導課長 担任補佐の募集には条件をつけています。それは子どもとの関わりに適性がある者ということで、ほかの資格要件は求めませんが、面接等のときに十分把握していると考えています。

また、任用に当たっては、例えば東京都等が実施するオンラインの研修等も活用して、各所属校長にしっかりと必要な事項の研修を行うように依頼していこうと考えています。

大木教育長職務代理者 慎重に進めていただけるということで安心しました。ぜひ子どもたちにとって、また、先生方にとってよりよい環境となるように、教育委員会としても十分にお力添えいただいて、進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

教育長 学校に様々な職の方が出入りすることで、それぞれ役割があると思います。よって、その役割を明確にさせていただきたいと思います。皆さん、それで戸惑いがあるのは困ります。学校側も受ける側として、この方にはこういう役割を担っていただくということでお願いできたらと思っていますので、その点も併せて、よろしくお願いいたします。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

2 議案第 36 号 国分寺市文化財展示施設条例施行規則の一部を改正する規則について ＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

文化財展示施設の入館の申出に係る規定を整備するため、必要がある。

ふるさと文化財課長 新旧対照表を御覧ください。民俗資料室の入館申出事項を規定している第 2 条のうち、第 2 号では入館の申出の期間を規定し、括弧内では申出の期間が休館日に当たった場合は、その前日までに教育委員会へ申し出ることとなっています。そして、休館日については、「(同条第 1 項第 3 号に該当する場合を除く。)」となっています。

参考資料として、「国分寺市文化財展示施設条例」を添付しています。枠で囲っている部分ですが、現在の国分寺市文化財展示施設条例第 4 条第 1 項は 2 号までしかなく、3 号がない状態になっています。このため、規則の文言整理を行い、施行規則第 2 条第 2 項中の「(同条第 1 項第 3 号に該当する場合を除く。)」という文言を削るという改正を行いたいと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 点検をしていて、確認できたというところですね。

ふるさと文化財課長 そのとおりです。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

3 議案第 37 号 令和 6 年度国分寺市コミュニティ・スクール協議会委員の委嘱について ＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則（平成 25 年教委規則第 5 号）第 4 条第 1 項

の規定により、国分寺市コミュニティ・スクール協議会委員を委嘱する必要がある。

学校教育担当課長 議案文の裏面を御覧ください。このたび、国分寺市立第四小学校、第四中学校において、新たに1名がコミュニティ・スクール協議会委員として追加となっています。参考資料にありますように、第四小学校、第四中学校のコミュニティ・スクール協議会委員となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 新たに保護者代表として選出された経緯はありますか。

学校教育担当課長 このたび、今年度のPTA会長が第四小学校において新たに決定したことを受けて、星島さんをコミュニティ・スクール協議会委員として推薦すると、学校側から上がってきました。

教育長 ここにきてPTA会長が決定したことで、そのPTA会長をコミュニティ・スクール協議会の委員としても推薦するということですね。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

4 議案第 38 号 国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行等検討委員会委員の任命又は委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行等検討委員会設置要綱（令和6年要綱第15号）第3条の規定により、委員を任命又は委嘱する必要がある。

社会教育課長 議案文の裏面を御覧ください。国分寺市立中学校の部活動地域連携・地域移行等検討委員会委員の候補者名簿です。任期は令和6年7月4日から設置要綱第2条の規定による報告をもって終了としてあります。任命及び委嘱は17名の方をお願いしたいと考えています。今回新たに立ち上げる検討委員会ですので、全員が新任となります。

なお、委嘱が項番1番から14番までとなり、項番15番から17番は任命となります。本委員会は、中学校部活動の指導を地域の方などが行う地域連携、それと土曜日、日曜日などの休日における部活動の代わりとして受け皿となるクラブチームに移行する地域移行、それぞれについて導入に関し、必要な事項を調査検討し、ガイドライン等を作成、その結果を教育委員会に報告するということを任務としています。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

辻委員 候補の方々が委員になられることには全く異議ありません。

内容についてですが、これは中学校の生徒たちに非常に深く関わることだと思いますので、実際に部活動に関わっている生徒たちの意見をぜひ吸い上げていただきたいのですが、それは検討委員会のメンバーである5名の各中学校の先生方を通してということになるのか、それとも委員会から生徒たちに別途聞き取りやアンケートなどの調査がされるのか、もし現時点でお考えがあれば伺いたいと思います。

社会教育課長 委員会の中で、そういったアンケート調査に御協力いただけるようであれ

ば検討していきたいと思います。

また、もう少し範囲が広がりますが、東京都がアンケート調査をするという情報も聞いていますので、そういった内容も参考に、検討を進められればと思っています。

社委員 中学生は3年間で短いので、ぜひ今いる生徒たちの生の声、それから将来中学生になる人、経験者など幅広く声を吸い上げられるとよいと思います。

もう1点質問ですが、地域連携と地域移行、両方含まれていますが、部活の性質によっても異なるかと思いますが、また、国分寺市ではどのようなスタイルが好ましいのかというのもこれから検討されると思います。こういう分野は地域連携、すなわち、学校の既にある部活に地域の方が協力するスタイル、若しくは、学校から出て、地域に移行して、生徒が校外で活動するスタイル、どのようなスタイルが好ましいのか、分野ごとに検討していただけるということでしょうか。

社会教育課長 そのとおりです。部活動によって、現在も学校指導課で予算をとって、外部指導員や部活動指導員に学校で指導していただいています。また、例えば人数の多い部活動であれば、まとめて1カ所のクラブチームを土日で行うというわけには恐らくいかないと思います。実情に合わせて、受け皿も、地域の団体や民間のスポーツ団体なども視野に入れながら検討していきたいと考えています。

社委員 部活動の性質によっては、地域移行がふさわしく、学校外のチームでということになることも考えられるのかと思いますが、学校の中でクラスではない居場所として部活動があるのは、生徒にとって大事だと思います。何もかも地域移行になり、学校が抜け殻のようになることは避けたいと思いますが、現状で先生方の負担も過重になっていることもあるので、そこはよく解決していただきたいという思いもあります。

国分寺市の中学の生徒たちにとって何がよいのかというのを、十分考えていただけるとありがたいと思いました。

藤井委員 関連して、先日、偶然目にしたのですが、剣道の都道府県対抗大会で、今年、東京都から5名選ばれた団体の代表のうちの2名、副将と大將は国分寺市の方ということを知りました。さらにかつて全日本選手権をとった方が大阪府から市内に最近引っ越してこられていて、練習場所も市内に何か所もあり、充実しています。市内の中学校で剣道部があるのは第三中学校だけですが、他の市立中学校の生徒たちに剣道する機会などを、高いレベルで与えられる環境にあると思いますので、ぜひそのあたりも後押ししてあげてほしいと思います。

社会教育課長 剣道については、市内の剣友会という団体が活動していますので、連携を図りながら、部活動について検討していきたいと思います。

教育長 剣友会には既に様々な支援をいただいております、それこそ地域移行しているのではないかなと思えるものもありますので、1つのモデルとして、考えていけたらと思っています。

大木教育長職務代理者 このような形で地域の皆様に協力いただくことによって、今まで自分の行っている中学校にはない部活動に関わる機会も増えてくるのではないかと思います。

例えば、今の藤井委員のお話のつながりで考えますと、自分は剣道をやりたいけれども、自分の学校には剣道部がないというときに、このような形で地域との関わりを持つことによって、部活動の一環という形で校外に出て、新たな経験を積むということもあるかもしれないと思います。

つまり、それぞれの中学校単独での地域連携や地域移行というだけでなく、国分寺市の

中学校全体としての地域連携や地域移行という形も検討していただくと、より子どもたちの選択肢が広がるのではないかと考えました。今ある部活動をどのように地域移行・地域連携にもっていくかというだけでなく、今までなかったものに触れる経験ができることも、1つの観点として検討いただければありがたいと思います。

社会教育課長 おっしゃるとおり、今、他市では全く新しいものを地域移行の中で受け皿として、部活動として用意をしていくという動きも実際にあります。私どもは最初の一歩なので、まずは今、学校にある部活動をしっかり地域移行等していくところです。

基本的には学校ごとに地域移行の受け皿を設けるのはなかなか厳しいところもあるかと思いますが、まずは合同部活動という形で1種目に1つずつ、若しくは先ほど申し上げたとおり、人数の多いところは学校ごとになると思います。そういう部分も含めてしっかり検討したいと考えています。

大木教育長職務代理者 今、各校にある部活動を移行するだけでなく、合同の部活動として、自分の学校になくても参加できるという機会も設けられたらいいと考えた次第です。

教育長 様々な面から検討していくと課題はたくさんあると思います。ぜひ生徒が魅力あふれる活動ができるように検討いただけたらと思っています。

先進地区ではヒップホップの部活動があったり、ボーリング部が新たにできたりという話も伺ってまして、国分寺市としてはどういう形にしていこうかということをしつかり時間をかけて検討いただけたら幸いです。よろしくお願いいたします。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

5 議案第 39 号 国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会委員の委嘱について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

任期満了に伴い、国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会設置条例（平成 23 年条例第 26 号）第 3 条第 1 項の規定により、委員を委嘱する必要がある。

ふるさと文化財課長 議案文の裏面の委員候補者の一覧を御覧ください。

委員定数は 10 人です。表の上から 8 人までが第 1 号委員で、識見を有する者です。下の 2 人、第 2 号委員は、国分寺市文化財保護審議会より選出された 2 名です。10 人全員が再任です。

任期は令和 6 年 7 月 8 日から令和 8 年 7 月 7 日までの 2 年間です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 全員再任ということですが、それについては何か検討はされたのでしょうか。

ふるさと文化財課長 武蔵国分寺跡保存整備委員会委員は、深い識見と武蔵国分寺跡に対する知識等が必要になる事業を管理し、意見をいただく委員となります。

このため、委員にはなるべく長い間お務めいただいて、過去の経験を今後の整備に生かしていただきたいと思います。適任者については、随時検討していきたいと思いますが、今のメンバーは、現時点において最も適当な方々と考えています。

教育長 各分野で大変著名な方々にこれまでも委員として意見をいただいているところ

です。国分寺市ならではの人材に委員となっただいただいていると考えていますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

〔協議〕

な し

〔報告〕

1 損害賠償の額を定めることについて

教育総務課長 報告1「損害賠償の額を定めることについて」報告をします。資料 No. 1を御覧ください。

市立第一中学校において、部活動中に打球が学校敷地外の集合住宅の駐輪場等のプラスチック製の波板でできている屋根部分に当たり、当該屋根の一部を破損させ、損害が発生したため、地方自治法の規定による普通地方公共団体の長の専決処分に係る本市の市議会の議決に基づき、資料に記載している賠償決定について、市長の専決処分によって円滑、適切に解決を図ったものです。

大木教育長職務代理者 事故が発生してから専決処分までに3か月ほどかかっていますが、損害を受けられた方に関して、何か迷惑をおかけすることはなかったのでしょうか。

教育総務課長 今年の2月に事故が発生し、判明した後に所有者に謝罪に伺って、損害賠償に関する協議を行ってきたのですが、この5月に入って協議が調ったので、予備費を活用して対応を図ったものです。

この所有者は市外にお住まいになっていることもあり、この間、一定程度期間がかかったということですが、学校と当課としては、最短の期間で円滑、速やかに対応してきたものと認識しています。

教育長 特段の迷惑はかからなかったということによろしいですか。

教育総務課長 そこについては今、申し上げたとおり、電話対応や実際にお伺いもして、初動対応も速やかに、また、継続的に協議を丁寧に行ってきたので、御迷惑はかけずに御理解いただいて円満に解決したということです。

教育長 日常生活に御不便をおかけしたということもありませんね。

教育総務課長 ありません。

大木教育長職務代理者 今回の場合には、特段の迷惑をおかけしていなかったということですが、例えば住宅の窓を割ってしまったというように、直接迷惑をおかけすることがあった場合、3か月たたないと解決を図ることができないとなると、非常に迷惑をおかけしてしまうと思います。直接的に、日常生活で迷惑をおかけするようなケースが生じた場合には、どのようにされているのでしょうか。

教育総務課長 先ほど説明をいたしました、今回この方に関しては、市外にお住まいだったということもあって、一定程度時間がかかったということです。

学校も教育委員会もそういった事故が起こってから、速やかに対応を図ってきており、今後もし同様の事案が発生した場合には、今、大木教育長職務代理者がおっしゃられまし

たが、学校も当然速やかに迷惑がかからないように対応していくつもりですので、そこについてはしっかりとやっていきたいと考えています。

大木教育長職務代理人 つまり伺いたいのは、専決処分に例えば毎回3か月かかってしまい、予算が下りないので、弁償などがなかなか進まないということがあってはいけないと思い、まずは損害を与えたお宅にできるだけ迷惑がかからないような対処を速やかにするという方針であるのかどうかの確認でした。

教育総務課長 おっしゃるとおりです。

教育長 御迷惑がかからないように、速やかに対応するということですね。

大木教育長職務代理人 承知いたしました。今回は3か月もたってからの専決処分でしたので、そこが気になってしまいました。できるだけ先方に迷惑をおかけしないように、速やかに対応する方針であるということを確認しました。

教育長 迷惑にならないように確実に対応していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

2 令和5年度 寄贈図書の受領について

図書館課長兼本多図書館長 報告2「令和5年度 寄贈図書の受領について」報告いたします。資料No. 2を御覧ください。

こちらは、毎年度市内図書館へ寄贈された図書について、報告している内容です。寄贈申出者については「市民等」ということで記載していますが、市民と自費出版をされた作家の方などから申し出をいただいている状況です。

寄贈図書数については、CDを含めて2,647点です。内訳は記載のとおりです。

教育長 せっかくいただいた寄贈図書なので、有効活用をお願いいたします。

以上で報告事項を終わらせていただきます。

〔その他〕

な し

〔閉会〕

午前10時10分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員

1 番 辻 亜希子

4 番 大木 桃代

調製職員

廣瀬 喜朗